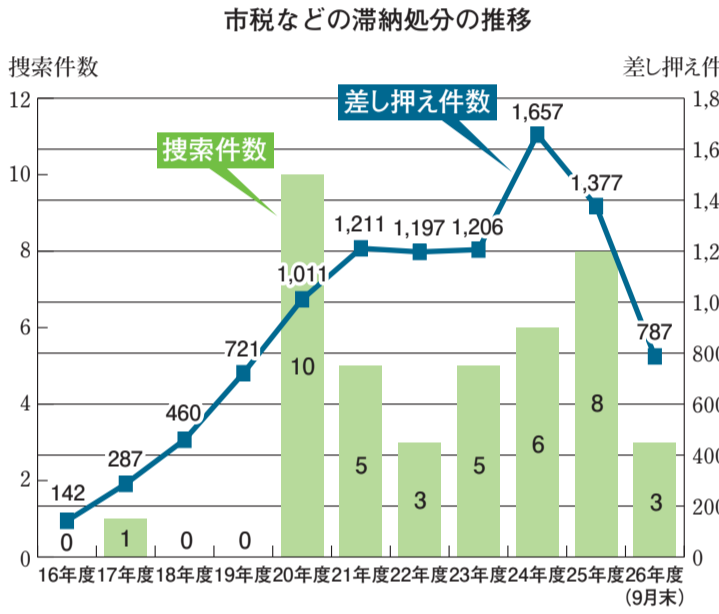


12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です



都と市区町村では、「滞納はさせない放置しない逃がさない」の共通理念(オール東京滞納STOP宣言)のもと、徴収対策に連携して取り組んでいます。安定した徴収確保と納税の公平性確保を目指して、12月を「オール東京滞納STOP強化月間」と位置づけ、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、搜索などの滞納処分など、多様な徴収対策を行います。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。

徴収の現状
市では、市民サービスの財源の根幹をなす市税の確保に努めています。25年度の市税(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税など)の徴収率は99.0%となり、滞納繰越分を含めた徴収率の順位だけを見ると、ここ数年は多摩26市の中で上位5番以内に入っています。比較的高い収納率となった背景には、市が滞納整理に努めた成果と市民の皆さんの納税への理解と協力があります。しかし、各税の合計で1億5000万円以上の現年度滞納繰越額(現年度中に徴収ができなかった金額)が発生していることから、引き続き滞納整理に努力する必要があります。



市の取り組み
税金の納め忘れがある方には督促状を送りますが、それでも納付が無い方には催告書を送付し、さらに預貯金などの財産調査を行っています。同調査の結果、財産が判明した場合は、国税徴収法などに基づき差し押さえを執行しています。また、預貯金などの財産が判明しなかった場合、滞納整理の一環として、「滞納者宅などの搜索(注1)」や「自動車(軽自動車を含む)・自動二輪車のタイヤロック(注2)」を行っています。差し押さえた不動産や不動産は公売を行い、滞納市税などに充当しています。
※(注1)「搜索」とは、国税徴収法第142条に基づき滞納処分で、徴収吏員が滞納者の自宅などで差し押さえる財産を発見するためなどに行う強制捜査です。
※(注2)「タイヤロック」とは、自動車などの差し押さえにおいて、滞納者の所有する自動車などのタイヤを固定する装置で、国税徴収法第71条

納期内納税にご協力を
納期限内に納付のなかった方には、督促状や催告書の送付がありますが、これらの費用は全て税金から支出しています。納期内納付をする方が増えれば、これらのコストを削減でき、他の行政サービスを充実させることができます。また、納期限内に市税などを納めないと、年率9.2%の延滞金(納期限から1カ月までは2.9%)を併せて納付する必要があります。お手持ちの納税通知書で納期限内の支払いをお願いします。各税・料ごとの納期限は左下表をご覧ください。

納税種別	12月	1月	2月	3月
固定資産税・都市計画税	3期(25日)	-	-	4期(2日)
市民税・都民税普通徴収	-	-	4期(2日)	-
国民健康保険税	5期(1日) 6期(25日)	-	7期(2日)	8期(2日) 9期(25日)
後期高齢者医療保険料	5期(1日) 6期(25日)	-	7期(2日)	8期(2日)

困ったならご相談を
病气や事業の廃止など、やむを得ない事情により市税などの納付が困難な方は、そのままにせず、納税課 ☎470・7730へ。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。
インターネット振り込みの廃止
27年3月31日(火)をもって、インターネット(携帯電話・パソコン)、金融機関などのATMによる振り込みを廃止します。詳しくは納税課 ☎470・7730へ。
市有地を売却します
市有地を競争入札で売却します。詳細は案内書をご覧ください。
【案内書配布期間・場所】土曜・日曜を除く12月1日(月)～19日(金)の午前8時半～午後5時(正午～午後1時を除く)、管財課(市役所4階)で配布。市ホームページからも取得できます。※郵送を希望する場合は、140円切手を貼った「角2サイズ」の返信用封筒を同封の上、〒203-8555、市役所管財課 ☎470・7718へ。
【売却までの予定入札日】12月25日(木) ▼契約締結日 27年1月29日(木) ▼売却代金の納入 27年3月12日(木) 詳しくは同課管財係 ☎470・7718へ。

口座振替をご利用ください
「忙しくてなかなか銀行の窓口に行けない」「つい、うっかり税金を納めるのを忘れてしまった」ということがあると思いますが、市税などの未納が累積することで、未納額が高額となり、ますます納付が困難となる場合があります。口座振替にすると、金融機関などへ支払いに行く手間が省けるだけでなく、納め忘れがなくなるなどのメリットがあります。これから納期が到来する市税などの納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。
口座振替は次の方法で申し込みができます(ただし、申し込みから振り替え開始まで1カ月程度かかりますので、ご了承ください)。
①各税などの納税通知書に同封した複写式の「口座振替依頼書」に必要事項を記入・通帳届け出印を押印の上、3辺をのり付けして、ポストに投函してください(その後の手続きは市が行います)。
②市内の金融機関では①とは別の申込用紙を配布しています(通帳と通帳届け出印を持参してください)。
③の口座振替依頼書の郵送をご希望の方は、納税課 ☎470・7729へご連絡ください。

夜間・休日納税相談窓口の開設
平日に市役所や金融機関に行くのが困難な方や、事情があり納期限内での納付が困難な方を対象に、夜間・休日納税相談窓口を開設します。
【日時】夜間窓口 12月17日(水)・18日(木)、いずれも午後8時まで ▼休日窓口 12月20日(土)・21日(日)、いずれも午前9時～午後4時
【会場】納税課(市役所2階)
【内容】納税相談、納付受け付け
【注意】相談の場合は、事前に来庁の日時をご連絡ください。なお、課税・納税証明書の発行や課税の相談はできません。介護保険料、保育園保育料、学童保育料は、納付書や督促状など、賦課された内容が分かるものを持参していただければ領収します。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請はお済みですか
申請書の提出期限は12月26日(金)です。申請がお済みでない場合は、早めの申請をお願いします。
支給対象になる可能性のある方には、7月28日に申請書を送りました。対象になると思われる方で申請書類が届いていない場合は、臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター ☎470・7863(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)へ問い合わせてください。
【申請方法】郵送または市役所1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口」(土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)へ提出してください。
【注意】同給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」にご注意ください。詳しくは同給付金コールセンターへ。

その他の勤務先から児童手当が支給されている公務員の方も、子育て世帯臨時特例給付金の申請先は、26年1月1日に住民登録のある市区町村です。勤務先から交付された申請用紙と児童手当受給状況証明書に必要事項を記入の上、添付書類とともに、〒203-8555、市役所「子育て世帯臨時特例給付金担当」宛て郵送または同給付金窓口(市役所1階)へ提出してください。

《今号の主な内容》
・27年度学童保育所への入所申し込みのご案内 2面
・26年度上半期における市の財政状況をお知らせします 4面
・25年度における市人事行政の運営状況をお知らせします 5面
・26年第4回市議会定例会を開催します 6面